

令和7年度中東諸国向け食品輸出支援事業業務委託 業務仕様書

1 委託事業の目的

人口減少や高齢化に伴い、国内の飲食料の市場規模が縮小するなか、海外においては、経済発展や人口増加に伴い、飲食料の需要は拡大傾向にあります。

特に中東諸国においては、ハラルの認証取得など課題はあるものの、イスラム教徒の人口急増に伴い、市場拡大が予想されています。

このため、中東諸国への輸出支援を強化し、新たに中東諸国向けの輸出に取り組む県内の食関連事業者を対象に、研修会、バイヤー招聘による商品選定やテストマーケティングを行うことで中東諸国への販路開拓を支援することを目的とします。

2 事業主体

三重県

3 委託業務名

令和7年度中東諸国向け食品輸出支援事業業務委託

4 委託期間

契約日から令和8年3月16日（月）まで

5 委託内容

(1) 中東諸国向け輸出研修会の開催

中東諸国向けの輸出に関心のある県内食品事業者などを対象にハラル対応や市場動向を学ぶ研修会を1回程度開催すること。

① 参加事業者

三重県内の農林水産事業者、食品製造事業者等
10事業者程度を想定。

② 実施時期

令和7年6月頃

※具体的な実施日時は県と協議のうえ、決定すること。

③ 実施方法

対面またはオンライン

④ 研修の内容

(2)の商品選定で招聘するバイヤーの紹介や中東諸国のトレンド等

※具体的な内容や講師は県と協議のうえ、決定すること。

⑤ 研修の運営等

参加者のとりまとめ、研修記録、受講者アンケートの実施、その他運営に関するすべてを実施すること。

対面実施の場合は研修会場の確保・設営も実施すること。

(2) 中東諸国バイヤーの招聘による商品選定

中東諸国に販路を持つバイヤー（現地飲食事業者、流通事業者、商社等）1名以上を三重県内に招聘し、(3) のテストマーケティングに向けた商品の選定及び商談を行うこと。

また、参加事業者に対しては、中東諸国への輸出に向けたアドバイスを随時行うこと。

① 参加事業者

(1) に参加した事業者のうち、3事業者以上。

② 実施方法

有望な商品を提案し、県と協議のうえ実施時期及び訪問先を決定すること。

また、参加事業者の輸出に関する意向を事前に確認したうえで、製造現場や店舗等を個別に訪問すること。

(3) 現地飲食店でのテストマーケティング

現地飲食店1店舗以上で、(2) に参加した事業者の商品を含む三重県内の食品事業者の商品を用いたメニューを提供するテストマーケティングを実施すること。

① 会場

提案によるものとするが、(2) で招聘したバイヤーが経営または販路を持つ飲食店を想定。

② 実施期間

10日間程度

③ 商品

(2) に参加した事業者の中東諸国へ輸出可能な商品（各事業者1商品以上）。

④ テストマーケティングの運営等

テストマーケティングの実施時期は県と協議のうえ、決定すること。

会場の選定・調整、輸出入手続き、商品の輸送、会場設営、利用客に対する対象メニューの口頭やポップ等による周知、シェフやお客様からの評価のフィードバック、参加事業者へのアンケート及びその他運営に関するすべてを実施すること。

なお、商品については買い取ること。

⑤ 事業者の渡航調整等

必要に応じて参加事業者の渡航及び現地料理人等との面談についても調整すること。ただし、渡航に係る全ての経費については、参加事業者の自己負担とする。

(4) 報告書の作成

委託事業活動を記録するとともに、全体を総括した内容を記載すること。

6 成果品

業務実施報告書（正本1部）及び

その内容を記録した電子記録媒体（1部）

7 納入場所 三重県 雇用経済部県産品振興課

8 納入期限 令和8年3月16日(月)

9 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員(後方支援者も含む)について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図(後方支援体制を含む)を提出してください。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

業務担当者及び作業員が、現場訪問等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務事業者であることが証明できるものを携帯してください。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

11 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に日本円で支払うものとします。なお、支払先は日本国内の銀行等の口座に限ります。

また、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、前金払をすることができるものとします。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 三重県に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結す

る物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

14 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

15 その他、受託上の留意点

- ◇事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。
- ◇その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- ◇受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- ◇業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ◇契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- ◇個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があります。
- ◇業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとします。

16 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部県産品振興課 県産品販売促進班
担当 岡本、田上
TEL 059-224-2336 FAX 059-224-3024
E-mail export@pref.mie.lg.jp